

平成27年6月26日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第38号 草津市障害児就学指導委員会規則を廃止する規則案
- 議第39号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第40号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第41号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第38号

草津市障害児就学指導委員会規則を廃止する規則案

上記の議案を提出する。

平成27年6月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市障害児就学指導委員会規則を廃止する規則
草津市障害児就学指導委員会規則（昭和52年草津市教育委員会規則第12号）は、廃止する。

付 則

この規則は、平成27年 月 日から施行する。

草津市障害児就学指導委員会規則

昭和52年10月31日

教委規則第12号

改正 平成12年2月28日教委規則第1号

平成20年5月30日教委規則第3号

平成21年6月1日教委規則第12号

(設置)

第1条 草津市における障害のある幼児、児童および生徒（以下「障害児」という。）の適切な就学を図るため、草津市障害児就学指導委員会（以下「指導委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 指導委員会は、草津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、障害児の調査および適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申する。

2 指導委員会は、障害児の適切な就学を図るため、保護者との相談活動およびその他必要な事業を行う。

(組織)

第3条 指導委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

第5条 指導委員会に会長および副会長各1名を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、指導委員会を代表し会務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 指導委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 指導委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 指導委員会は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会の所属委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 専門部会には部会長を置き、部会委員の互選により定める。

(庶務)

第8条 指導委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、指導委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任期)

2 この規則の施行後最初に委嘱または任命される委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和53年3月31日までとする。

付 則 (平成12年2月28日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年5月30日教委規則第3号)

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

付 則 (平成21年6月1日教委規則第12号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

議第39号

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年6月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市障害児就学指導委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

区 分	委嘱（任命）する者	備考
2号委員	野村 彩	草津市ことばの教室指導員

任期：平成27年7月1日～平成28年3月31日

草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

名称	担任事務	定数
草津市障害児就学指導委員会	障害児の適切な就学を図るための施策に関し必要な事項についての調査審議に関する事務および障害児の保護者との相談に関する事務	30人以内

草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

別表第1（第2条・第9条関係）

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市障害児就学指導委員会	(1) 学識経験を有する者	教育委員会事務局
	(2) その他教育委員会が必要と認める者	学校教育課

別表第2（第3条第2項関係）

附属機関の名称	任期
草津市障害児就学指導委員会	1年

議第40号

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年6月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市通学区域審議会委員に委嘱することにつき、草津市通学区域審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）第3条第2項の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	委嘱（任命）する者	備 考
4号委員	橋 本 頌 造	南笠東学区まちづくり協議会会長
	川那辺 孝 六	山田学区まちづくり協議会会長

草津市通学区域審議会設置条例（抄）

（設置）

第1条 草津市立幼稚園、小学校および中学校（以下「学校」という。）の通学区域の適正を期すため、草津市通学区域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ学校の通学区域の設定および改廃に関する事項の調査審議を行い教育委員会に答申する。

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 草津市PTA連絡協議会の代表
- (3) 草津市校園長会の代表
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が、第3条第2項各号の一に該当しなくなつた場合においては、その職を失うものとする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、非常勤とする。

議第41号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成27年6月26日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱する者	備考
7号委員	高木 洋司	草津市同和教育推進協議会の代表

草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 校長会の代表
 - (3) 教頭会の代表
 - (4) 小中学校教員の代表
 - (5) 市社会教育委員の代表
 - (6) 市PTA連絡協議会の代表
 - (7) 市同和教育推進協議会の代表
 - (8) 公募による市民
- 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。
- 4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。
- 7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。
- 8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。
- 10 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。
- 11 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成27年6月26日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市教育情報化推進懇談会開催要綱について
- (2) (仮称) 老上第二小学校の校名案の答申について
- (3) 「平成27年度版 草津市子どもが輝く学校教育充実プログラム」について

草津市教育情報化推進懇談会開催要綱

(目的)

第1条 草津市の小中学校におけるICT活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市教育情報化推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育情報化推進の具体的な実施方法、進捗管理、効果検証等に関すること。
- (2) 教育情報化推進計画の策定に関すること。
- (3) 先進地事例の調査および情報収集に関すること。
- (4) その他教育の情報化に関すること。

(組織)

第3条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、10人以内で組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部理事
- (3) 教育部副部長(総括)
- (4) 総合政策部情報政策担当副部長
- (5) 教育委員会事務局学校政策推進課長
- (6) 学識経験を有する者のうち、教育長が必要と認める者
- (7) 学校教育の関係者(ICTの分野における専門的知識および実務経験を有する者)
- (8) 草津市市民参加条例(平成24年草津市条例第21号)第8条の公募により選考する市民

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。

3 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校政策推進課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

写

平成27年6月17日

草津市教育委員会
教育長 川那邊 正 様

草津市立小・中学校校名等選定委員会
委員長 今井 知 春

(仮称) 老上第二小学校の校名案について (答申)

平成27年5月25日付け草教委開校発第159号で諮問のあった(仮称)老上第二小学校の校名等の選定のうち校名案について、下記のとおり答申いたします。

記

1. 校名案 草津市立老上西小学校
2. 選定理由

この地域の名称は、明治22年に野路、矢橋、橋岡、新浜、南笠の5つの村が合併して老上村が誕生する際に、滋賀県が作成した「新町村造成事由書」において「新村名 老上村」と標記され、その名が選定された理由として「本部内ニ有名ナル狼川アリ、古昔老上川ト云フ、故ニ其名ヲ採リ新村名トナサントス」とあり、老上の名が生まれている。

このように「老上」という名称は、この地域に住む人々にとって歴史的にも意義が深く、地域性が感じられる親しみやすい名称であり、「老上地域」の一体感を維持・醸成する上でも、新設校の校名にも引き継がれることが望ましいと思われる。

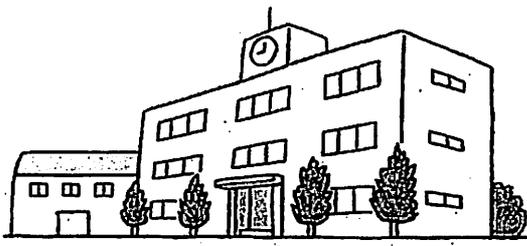
また、新設校は母体校である老上小学校の西側に位置しており、これらのことを総合的に勘案し、「草津市立老上西小学校」を校名案として選定する。

以上

平成27年度版

草津市

子どもが輝く学校教育充実プログラム



草津市教育委員会

目 次

I 「子どもが輝く学校教育充実プログラム」について.....	3
1 プログラムの位置づけ.....	3
2 プログラムのねらい.....	3
3 プログラムの実施期間.....	4
II 草津市の児童生徒の「学力」にかかる課題.....	5
1 教科等の学習に関する課題.....	5
2 生活の状況に関する課題.....	5
III 草津市がめざす教育.....	6
これからの草津がめざす学力.....	6
「豊かな感性」を育む教育.....	7
「健康・体力」を育む教育.....	7
IV 施策の展開.....	8
1 就学前教育と保幼小連携教育.....	8
(1) 就学前の教育・保育環境の整備.....	8
(2) 就学前の教育・保育の充実と幼保一体化の推進.....	8
(3) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続.....	8
2 小中学校における取組.....	9
(1) 学校教育パイオニアスクールくさつ推進事業(学校改革推進事業).....	9
(2) 基礎基本の力の定着を図る取組.....	9
(3) 学力向上関連事業.....	10
(4) 子どもの思考力を育成する取組.....	11
(5) 心と体の健やかな成長を促す取組.....	11
(6) 学びの態度と習慣を育てる取組.....	12
(7) 子どもの成長を支える取組.....	12
(8) いじめをなくす取組 “自ら育つ・ともに育つ” を促す取組.....	13
(9) 災害や危険から身を守るための取組.....	13
V 教育委員会の取組.....	14
1 学校の学力向上の取組を支える.....	14
2 子どもの成長を支える.....	14
VI 地域との連携.....	15
1 家庭・地域との連携.....	15
2 大学・関係機関との連携.....	15
VII 成果指標.....	16
1 成果指標および平成31年度の達成状況.....	16

I 「子どもが輝く学校教育充実プログラム」について

このプログラムは、平成22年4月から10年間を実施期間としてまとめたものです。最初のプログラムの実施から3年を経過した平成24年度末には、児童生徒の学力にかかる課題や求められる学力を点検し、プログラムの見直しを行いました。平成26年度にはいくつかの事業について草津市独自のさらなる特色を打ち出すため、再度一部の改訂を行いました。

今回は、第2期教育振興基本計画に基づき、第1期の成果と課題を踏まえるとともに今後5年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにし、自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現させ、社会の中で役割を果たす児童生徒の育成をめざした取組をオール草津で進めていきたいと考えています。

1 プログラムの位置づけ

このプログラムは、平成22年度からの「草津市教育振興基本計画」に掲げる基本理念『子どもが輝く教育のまち 出会いと学びのまち くさつ』を実現することを目的として、学校教育分野における学力向上を核とした具体的な方策や施策を示したものです。

2 プログラムのねらい

このプログラムは、「知徳体にわたる幅広い学びの充実を通して、本市のすべての児童生徒に『生きる力』につながる学力を身につけさせる」ことをねらいとします。

第1期計画では、各種検定事業やハード・ソフト両面による学校ICT化などの独創的・先進的な施策と、加配教員の手厚い配置や教職員による授業改善により子どもの学力の向上をはかることができました。また、学校と地域が連携し大人と子どもが共に学び合うことにより、新しい気づきや学びを深める取組も定着しました。これらの第1期計画の成果を踏襲し、今後は、知識や能力を他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような力を持った子どもを育てる必要があります。

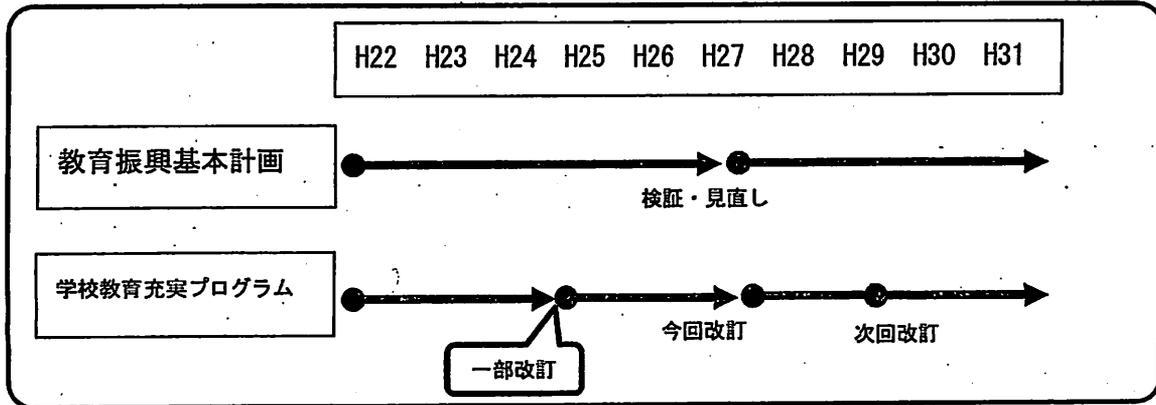
☆リーディング・プロジェクト

このプログラムを牽引する主要事業をリーディング・プロジェクトとして位置づけます。

- 学校教育パイオニアスクールくさつ推進事業（学校改革推進事業）
- 基礎基本の力の定着を図る取組
 - ・漢字・文章検定事業、英語検定事業
- 学力向上関連事業
 - ・学校ICT推進事業、英語教育推進事業、質の高い授業づくり、質の高い教員の育成
- 子どもの思考力育成事業

3 プログラムの実施期間

平成22年4月を始点とする10年間を実施期間とし、今回の改訂プログラムは平成31年度を目標到達時期としています。次の図に示すように「第2期草津市教育振興基本計画」の開始から2年が経過した時点で本プログラムの検証・見直しを行い、児童生徒の学力にかかる課題や求められる学力に効果的に作用する施策の展開を検討します。

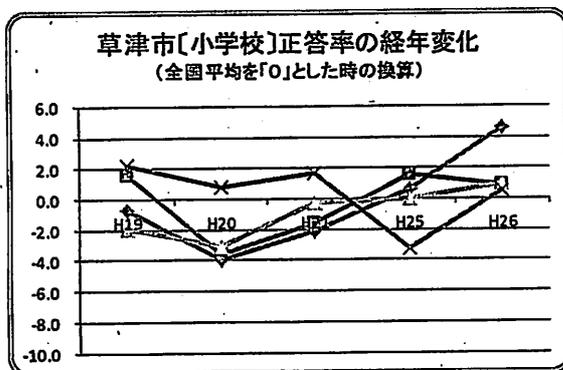


Ⅱ 草津市の児童生徒の「学力」にかかる課題

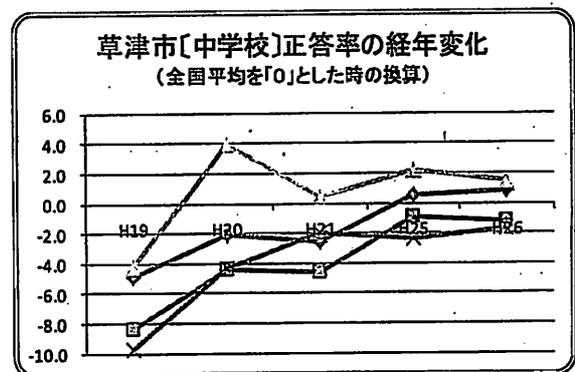
平成26年度に実施された全国学力・学習状況調査の結果や、各学校がこれまでにとらえてきた児童生徒の学力の実態・学習状況からは、本市の課題として次のようなことが挙げられます。

1 教科等の学習に関する課題

- ・草津市の小中学校児童生徒の平均的な学力は、全国学力・学習状況調査が始まった平成19年度からすべての教科において向上傾向にあり、基礎的・基本的な知識や技能は定着してきています。
- ・今後は、知識や能力を他者との関わり合いや実生活の中で応用し、実践できるような力をつけるために思考力の育成や自分の考えを記述する力を高めるための言語活動の充実が必要です。
- ・授業や家庭学習を通して、答えを求めるまでの道筋を大事にする学習姿勢を身につけていくことがさらなる学力向上につながると考えています。



◇国語A(青) □国語B(赤)
△算数A(緑) ×算数B(紫)



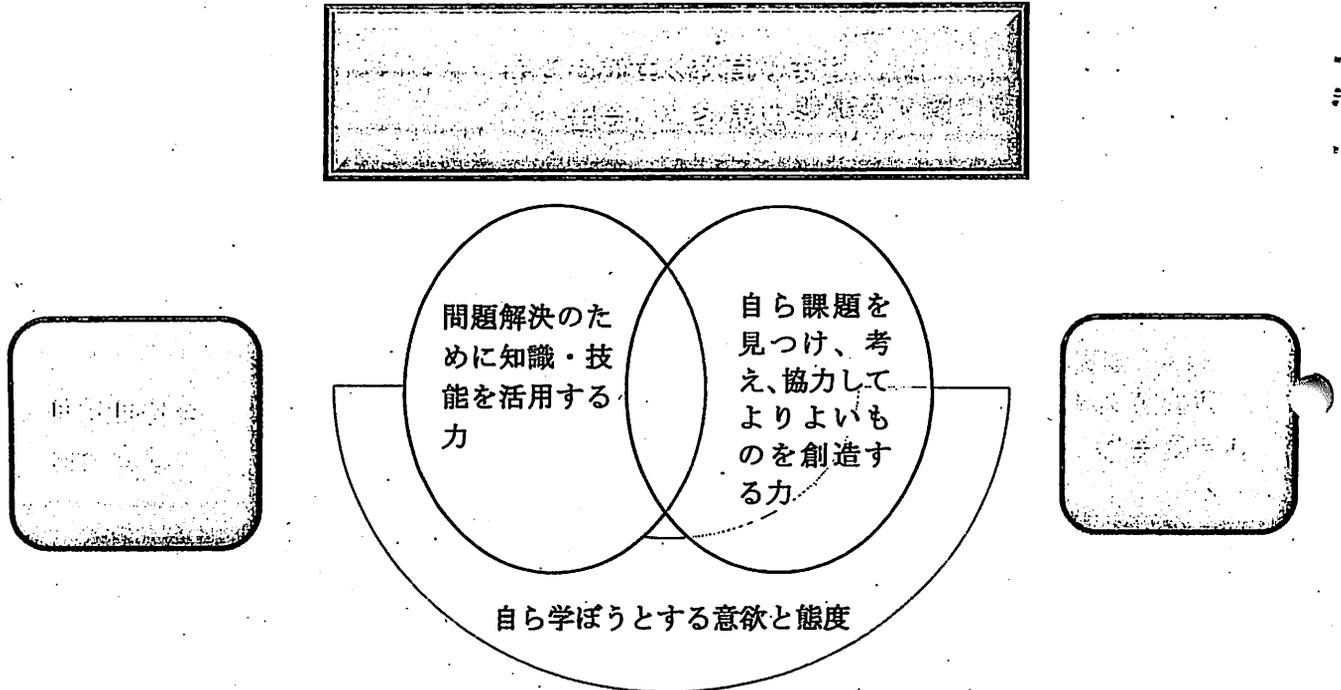
◇国語A(青) □国語B(赤)
△数学A(緑) ×数学B(紫)

2 生活の状況に関する課題

- ・第1期に課題であった「自分の考えを表したり他者と意見を交わしたりする経験の乏しさ」については、協働学習による授業改善や地域協働合校事業を通じた地域との連携等により、改善の方向にあることが、平成26年度の児童生徒質問紙結果からわかります。
- ・家庭での生活については、「テレビを見る時間」や「インターネットや携帯電話の使用」と学力との関係が明らかになりました。また、情報モラルの重要性が高まっていることも浮き彫りになりました。
- ・家庭学習については、宿題、予習、復習の内容も含め、学校と保護者が連携した指導を検討することの必要性があります。

Ⅲ 草津市がめざす教育

「確かな学力」を育む教育



本市では、変化の激しい時代を、たくましく生きていくことができる子どもの育成をめざします。そのためには、社会における情報化やグローバル化の進展等、今後の社会の変化を見据え、他者と協働しながら、新しい価値観を創造するための学力が必要となってきます。

具体的には、「世の中の様々なことに興味や関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」を基盤にして、「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」や「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」の力の育成を図ります。

各学校では、児童生徒の発達段階を踏まえ、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間等のあらゆる教育活動をとおして、ICTの活用等による協働型・双方向型の授業革新の推進等により、「確かな学力」の育成を身につけるための教育内容・方法の一層の充実を図ります。

「確かな学力」は、「知・徳・体」にわたる、子どもたちにつけたい「生きる力」のうちの「知」にあたる重要な部分であり、本プログラムの中心となるものです。しかし、学校においては、「徳」や「体」も重視してさまざまな教育活動を推進します。また、学校だけでなく、保護者・地域・関係機関等とも連携し、よりよい教育の展開を図っていきます。

「豊かな感性」を育む教育

「豊かな感性」を育む教育を推進します。

- ①美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性
- ②正義感や公正さを重んじる心
- ③生命を大切にし、人権を尊重するなどの基本的倫理観
- ④他人を思いやる心や社会貢献の精神
- ⑤自立心、自己抑制力、責任感
- ⑥他者との共生や自分と異なるものへの寛容

をめざして、意図的・計画的・総合的に取り組んでいきます。

そのために、

- ①自己存在感のもてる学校、学年、学級をつくること
- ②多様な教育活動を通して、豊かな感性や情操を育むこと
- ③集団生活や他者とのかかわりを通して自己を肯定的に受け止められる機会を持つこと

を進めていきます。

「健康・体力」を育む教育

心も体も健康で、活動的に生きようとする子どもの姿を求め、各学校において保護者や地域と連携しながら、「健康・体力」を育む教育を推進していきます。

《キーワード》

「よりよい生活習慣の形成」・「運動好きの子どもの育成」

そのために、

- ①健康・安全についての理解を深め、自己ライフスキルを育むこと
- ②運動本来の持つ魅力に迫る体育科の授業を充実すること
- ③部活動や日常的に運動遊びができる環境を整備すること
- ④記録に挑戦し、力を競い合う場を提供・支援すること
- ⑤健康教育や食育を推進すること

を重視しながら進めていきます。

IV 施策の展開

1 就学前教育と保幼小連携教育

子どもの豊かな育ちと学びを保障するために、生涯にわたって必要とされる生きる力の基礎を培い、心豊かでたくましく生きる子どもの育成に向けて、職員研修の実施等、幼稚園・保育所・認定こども園における就学前教育・保育内容のさらなる拡充を図ります。

(1) 就学前教育・保育環境の整備

- ・就学前教育の子ども人口や教育・保育需要の推移、施設状況等を踏まえ、幼保一体化の取組と並行し、幼稚園や保育所等における必要な施設整備を推進します。
- ・認可保育所整備に加え、特に待機児童の多い低年齢児を対象とした小規模保育事業を推進するなど、待機児童解消に向けての取組を行うと共に、保育需要推計に基づき、随時見直しを行い、必要な対応を図ります。

(2) 就学前教育・保育の充実と幼保一体化の推進

①質の高い幼児教育・保育の提供

- ・すべての幼児に豊かな育ちと学びが保障できるよう、幼保の保育実践交流や人事交流に加え、共通の乳幼児教育・保育指針やカリキュラムの策定と実践を通して、幼稚園・保育所双方が培ってきた取組の成果や良さを共有し、質の高い就学前教育をめざします。

②幼保一体化モデル園の推進

- ・「草津市幼保一体化推進計画」に基づき、公立においてモデル園を選定し、幼稚園・保育所から認定こども園への移行を推進します。

(3) 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続

①教育接続カリキュラムの作成

- ・小学校・幼稚園・保育所・認定こども園が公開保育や公開授業、連絡会や研修会等を通して交流し合い、相互の保育・教育内容を理解することにより、保育所から小学校までの円滑な接続を推進します。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園と小学校のそれぞれの役割や目的を踏まえ、発達と学びの連続性・一貫性のある教育・保育を円滑に行うことを目的として「接続期カリキュラム（アプローチカリキュラム）」を作成します。

②保育体験・異年齢交流の推進

- ・幼稚園・保育所・認定こども園において、学区の中学校や小学校からの保育体験や職場体験の受け入れを行い、異年齢交流を推進します。
- ・小学5年生と5歳児の「5・5交流」等の実施を推進します。

③特別支援教育の推進

- ・一人ひとりの幼児の発達や特性を把握し、個々に応じた適切な配慮や支援に努めながら、幼児が安心して生活し、もてる力を十分に発揮することのできる環境や仲間と共に育ち合う保育の充実に努めます。
- ・特別支援教育コーディネーターが中心となり、保護者や関係機関との連携を図りながら、それぞれの幼児へのきめ細かな支援体制を構築します。
- ・特別支援教育等の研修会や研究会の充実に努め、保育者の専門性を高めると共に、実践力のある保育者の育成を図ります。

2 小中学校における取組

小中学校においては、“生きる力をはぐくむ 確かな学力をはぐくむ 力が発揮できる”学校づくりに取り組むなかで、学力向上のための各種事業を展開していきます。

また、学力向上の基盤となる“安心・安全な 居場所のある 認められ尊重される”学校づくりに取り組み、子どもの健やかな学校生活を支えています。

さらに、学力向上の取組が、家庭や地域のなかでも進められるような手立てを講じていきます。

特に、リーディング・プロジェクト  は、本市の学校改革の原動力となるものとして位置づけます。このことは、草津市が絶えず挑戦を続けていくことを内外に明らかにしようとするものでもあります。

(1) 学校教育パイオニアスクールくさつ推進事業(学校改革推進事業)

市内全ての小中学校において、主体的・創造的な教育プロジェクトを企画、実施し、各学校の強みを活かした教育の実現、魅力ある学校づくりをめざします。各校の取組やその成果を広く発信し、草津市全体の教育力向上を図ります。

- ・各学校が、児童生徒や学校の実態、地域の特性等を踏まえた、独自の教育プロジェクトを企画・実施・発信します。児童生徒の学習意欲や学力の向上、生きる力の育成を図ります。併せて、教職員個々の能力の発揮や資質の向上を促し、学校の組織力を高めます。
- ・各学校の教育プロジェクトにおいて、社会の最前線で活躍する専門家や達人を招聘し、特別授業「スペシャル授業 in 草津」を実施します。特別授業をとおして、児童生徒の学習意欲を高めるとともに、将来に向けての夢や希望を育みます。

(2) 基礎基本の力の定着を図る取組

①「漢字検定・文章検定事業」「英語検定事業」

児童生徒の基礎基本の力の定着を図るために、「漢字検定・文章検定」「英語検定」に取り組めます。

- ・これまでと同様に、児童生徒は自らの習熟度に応じて希望する級の検定を受けるようにし、自律的な学習習慣の形成と学習意欲の高揚を図るとともに、目標に到達する喜びを味わえるようにします。

- ・小学校修了段階、中学校修了段階で漢字や英語に関する一定水準以上の能力が身につくようにします。
- ・中学生で漢字検定3級を取得している生徒は、漢字検定・文章検定を選択して受検できるようにします。
- ・文章検定では、文章の「基礎力・読解力・作成力」を身につけ、コミュニケーション能力を育みます。
- ・漢字検定・英語検定の受検に際しては、必要に応じ教育委員会が作成する「ひらがな・カタカナ」の検定試験を受検できるようにします。また、不登校児童生徒に対しては、やまびこ教育相談室でも受検できるようにします。

②理科教育推進事業

- ・小学校教科担任制充実加配を有効活用することにより、専門性の高い理科教育を推進します。
- ・理科系教員（コア・サイエンス・ティーチャー：CST）による研修会を実施することにより、教員の授業力を高め、「質の高い授業づくり」を図ります。

③基礎学力の定着

- ・長期休業等を活用して、学力補充教室の実施に努めます。

(3) 学力向上関連事業

①学校ICT推進事業—タブレットPCの活用—

- ・タブレットPCを活用して、「一斉学習」「個別学習」「協働学習」の3つの授業形態で、コミュニケーション能力、思考力の育成を図ります。とりわけ、「協働学習」を通して言語力、思考力の育成に努めます。
- ・市内の特別支援学級でタブレットPCの活用を図り、特別支援を要する子どもの学力向上と自立をめざします。

②英語教育推進事業

- ・「草津市英語教育推進計画」を策定し、平成28年度から実施します。小・中学校における英語教育の拡充・強化に取り組みます。
- ・小学校外国語指導助手（JET）および中学校外国語指導助手（ALT）を活用し、児童生徒の英語力向上を図ります。

③質の高い授業づくり

・小学校教科担任制充実加配教員配置事業

小学校専科教員を有効活用することにより、理科教育を推進します。

・ブックリストの作成配布など

学校の授業で市立図書館の本を活用することができるよう、市立図書館のブックリストを配布します。

・学校図書館の情報センター化

学校司書・学校図書館サポーター等と連携して、学校図書館を「読書センター」としての機能に加え、調べ学習等の充実を図れる「情報センター」としての機能にも力を入れていくように努めます。

- ・書評合戦「ビブリオバトル」の定着化

学校の授業などへの「ビブリオバトル」の取り入れを促すとともに、県教育委員会や立命館大学と連携して、草津市での「ビブリオバトル」大会を開催します。

④質の高い教員の育成

- ・スキルアップアドバイザー派遣事業

経験豊富な教員OBの指導により、教員の授業力や指導力を高めます。

- ・教育研究所の講座、研究奨励、草津市教職員夜間自己啓発講座

教員個々の資質の向上を図るとともに、教職員相互の支え合いや高め合いを進めます。

(4) 子どもの思考力を育成する取組

○子どもの思考力育成事業



学校での学習活動と相互に働き合うような家庭学習課題「レッツ・エンジョイ・シンキング」に取り組みさせることによって、学力面の重要な課題である“思考力”の育成を図ります。

- ・自ら問題を読み取り、考え、表現する活動を家庭学習のなかで継続的に取り組むことにより、児童の学習習慣の形成を図ります。
- ・担任のきめ細かな見とり、個々に応じた適切なアドバイスにより、児童のやる気を高めます。
- ・児童の思考のプロセスやパターンを把握し、それを生かしてさらなる授業の工夫改善を図ります。

(5) 心と体の健やかな成長を促す取組

児童生徒の「豊かな人間性」や「健康・体力」を育むために、全ての学校で次のことに取り組みます。

①道徳教育の充実

- ・道徳の時間の全学級公開

小・中学校における道徳教育の充実をめざすとともに、家庭、学校および地域社会が連携して子どもたちの豊かな心を育むことを願って、年間1回全学級において道徳の授業を公開します。

- ・ふるさと教材の実践

平成26年度に作成した地域教材等を使い、ふるさとの良さを考える道徳の授業を実践します。

②情報モラル教育の充実

- ・電子掲示板やインターネット等での疑似体験を通して、情報モラルの指導の充実を図ります。

③体力向上のための取組の充実

- ・小・中学校体力向上プロジェクトの実施

小学校では、楽しみながら取り組めるダンス運動を取り入れることにより、運動に関心を持ち、継続して取り組むことで、体力の向上を図っていきます。中学校では、スポーツドクターやスポーツトレーナーによる講習会を行うことにより、スポーツ障害を予防することが

でき、継続してスポーツに親しむことができるようになることをめざします。

・食育の充実

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの望ましい食習慣の形成をめざし、「食育月間」や「食育の日」の取組を中心に食育を推進します。

「食」に関する興味や関心を高め、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけるために、シンプルで作りやすいお弁当メニューのレシピ集を配布するとともに、実際にその調理方法について学ぶ機会を提供するため、食育教室を開催します。

④地域協働合校推進事業

- ・学校・家庭・地域がそれぞれの教育機能を十分に発揮し、地域による学校支援の充実や子どもが参加する地域活動の推進等を通して互いに協働することにより、子どもが健全に育ち、人が輝く地域づくりをめざします。

(6) 学びの態度と習慣を育てる取組

児童生徒の成長にとっての基盤となる望ましい学びの態度と習慣を育てるために、すべての学校で、特に次のことに重点的に取り組みます。

- ・あいさつおよび望ましい言葉遣いの奨励
- ・朝の学習習慣づくり
- ・読書習慣づくり
- ・家庭教育の手引きの作成と家庭での有効活用の促進
- ・家庭学習の工夫

(7) 子どもの成長を支える取組

①人権教育の推進

本市では、自分も他人もかけがえのない大切な存在として、互いに認め合う子どもや集団の育成をめざし、学校において、子どもたちが人権について考えたり実践力を身につける学習を進めたり、保護者や地域と連携した取組を推進します。

○人権教育実践資料集等の活用

- ・人権学習実践資料集等を活用して人権教育の一層の充実を図ります。
- ・さまざまな人権について考える学習を充実し、自分も他人も尊重できる児童生徒を育成します。

○中学校区別人権教育実践交流会

- ・中学校区の保育所、幼稚園、小・中・高等学校等が連携をとりながら、人権教育を一層推進します。

○外国人児童生徒教育支援員の派遣

②特別支援教育の推進

本市では、一人ひとりの児童生徒の特性に応じた指導と障害がある人もない人も互いを尊重し、ともに学ぶ仕組みづくりに向けて、次のことを大切にして特別支援教育を進めます。

- ・障害のある児童生徒が安心して学ぶための環境整備や適切な支援に努めます。

- ・児童生徒やその保護者の思いを尊重し、適切な学びの場を選べるように支援します。
- ・障害のあるなしに関わらず、全ての児童生徒が「わかる喜び」「できる喜び」を感じられる授業づくりをめざします。

③生徒指導の推進

生徒指導や教育相談、不登校支援等にかかわる諸課題を個別に、または一体的にとらえて積極的に対応する仕組みをつくり、児童生徒の健やかな成長と学力向上の取組を進める学校教育を支えます。

- | | |
|------------------|--------------|
| ○問題行動対策委員会 | ○生徒指導主事・主任会 |
| ○中学校区別グレードアップ連絡会 | ○教育相談主任会 |
| ○やまびこ教育相談室 | ○学校問題サポートチーム |

(8) いじめをなくす取組 “自ら育つ・ともに育つ” を促す取組

いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものという認識を常にもち、「いじめを絶対に許さない」「いじめられている者を守る」を基本として、いじめをなくす取組を進めるとともに、いじめのない社会の主体者となる児童生徒の育成を図ります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策
 - すべての小中学校において、学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、体系的・計画的にいじめの防止（未然防止）・いじめの早期発見に取り組み、いじめがあった場合、迅速に対応します。
- ・学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の充実
 - 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行う中核となる組織を常設します。また、必要に応じて外部専門家等を活用し、連携して組織対応します。
- ・児童会・生徒会活動の充実
 - 児童会・生徒会が中心となって、いじめをなくす取組を行うとともに、地域に向けた発信や啓発活動を進めます。
- ・その他
 - すべての小中学校での教育相談
 - すべての小中学校でのいじめ等のアンケート実施

(9) 災害や危険から身を守るための取組

子どもの安全を確保するため、学校、家庭、地域、関係機関と協働して見守り活動を行います。また、子どもが自分の身を自分で守ることができる力を育成します。

- ・すべての小中学校での各種の防災・交通安全教室の実施
- ・すべての小中学校での防犯連絡システムの活用
- ・薬物乱用防止教育の推進
- ・情報モラル教育の推進

V 教育委員会の取組

本市教育委員会は、「開かれた行動する教育委員会」として、保護者や市民のニーズを把握し、議論の活発化や積極的な情報の発信等を通して学校教育の改善・充実に努めます。

また、特に以下の2点に力を注ぎ、学校に対する積極的な指導や支援を行っていきます。

1 学校の学力向上の取組を支える

- 草津市学力向上マネジメント会議を実施し、各校の学力向上策を支援
- 先生が子どもとかわる時間を確保するため、校務のICT化を推進
- 学校担当制を活用した学校訪問および学校への指導・支援活動の実施
- 市費教員（小学校少人数学級編制教員・小学校教科担任制加配教員・中学校生徒指導加配教員・大規模中学校加配教員・グレードアップ加配教員）の配置およびすこやかサポート支援員の派遣
- 学校司書・図書館サポーターの派遣
- タブレットPCの整備およびICT支援員の派遣
- 小学校外国語指導助手(JTE)および中学校外国語指導助手(ALT)の派遣
- スキルアップアドバイザーの派遣
- 初任者研修・10年次研修の開催
- 教育研究所による研究奨励事業、各種研修講座の開設、夜間自己啓発講座の開催
- 各種教育情報の提供

2 子どもの成長を支える

- 草津市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の対策
- 問題行動対策委員会の開催
- 中学校区別グレードアップ連絡会の開催
- 生徒指導主事・主任会の開催
- 教育相談主任会の開催
- 就学指導委員会の開催および就学相談の実施
- ことばの教室・通級指導教室の設置
- 特別支援教育コーディネーター担当者会の開催
- 学校問題サポートチームの設置
- 学級モニタリングの実施
- やまびこ教育相談室・適応指導教室の設置
- 学びの教室の開催

VI 地域との連携

1 家庭・地域との連携

○児童生徒にとって、健やかな成長や基本的な生活習慣、学力の向上を果たすために最も大切な拠りどころである各家庭との連携協力を深め、特に次の内容を重点的に啓発していきます。

- ・家族間の会話の促進
- ・あいさつや手伝い等、家族の一員としてのコミュニケーションや家庭におけるキャリア教育の推進
- ・毎日の家庭学習の習慣化
- ・読書習慣の向上
- ・家族で運動に親しむ等、家庭における体力向上の促進
- ・「早寝早起き朝ごはん」や「あいさつ」等、基本的な生活習慣の確立の推進
- ・家族や地域の人への感謝の気持ちの醸成

○地域協働校が積み重ねてきた成果を持つ本市において、温かな人間関係を基盤に、特に次の内容を重点的な努力事項として取り組んでいきます。

- ・地域協働校を通じた更なる連携
- ・地域による学校支援システムの構築
- ・学校支援ボランティアの拡充
- ・児童生徒の地域活動への参加・参画の促進
- ・地域コーディネーターの配置

2 大学・関係機関との連携

○「草津市教育委員会と立命館大学の連携協力に関する協定」に基づき、各学校で立命館大学の学生によるボランティアやインターンシップ等の活用を進めます。

○各大学等の学生による学習支援ボランティアの積極的な活用を進めます。

○県総合教育センターや各市町教育研究所等の教育機関、市発達支援センター等の行政機関および地域各種団体との連携協力を深めながら、各学校の教育活動の充実を図ります。

Ⅶ 成果指標

このプログラムでは、各事業の達成度を測る目安となる成果指標を第2期教育振興基本計画の目標に従って設定し、常に取組の状況を把握、点検しながらプログラムが確実に実行されるようにします。今回の成果指標では、各事業の達成時期を平成31年度末と想定しています。

1 成果指標および平成31年度の達成状況

★印は新規項目

	施策	項目	H26達成度	H31指標
目標1	施策1	★地域子育て支援拠点事業の充足率	-	106%
	施策2	★就学前保育(保育認定)の充足率	-	101%
		★就学前学校教育(教育標準時間設定)の充足率	-	102%
	施策3	地域の行事に参加している	60.7%	61%
	施策4	人が困っていたら進んで助ける	87.8%	88%
		自分にはよいところがあると思う	70.8%	75%
	施策5	いじめはどんな理由があってもいけない	93.9%	95%
学校が楽しい		90.9%	91%	
施策6	50m走 中学1年生 男子	8.6秒	8.2秒	
	50m走 中学1年生 女子	9.2秒	8.8秒	
施策7	★学校での安全教育実施状況	-	100%	
目標2	施策8	自分からすすんであいさつをしている	88.5%	90%
		★家庭学習の手引き配布	-	100%
	施策9	学校のきまりを守っている	90.8%	91.0%
		小中学校の初発型非行件数	248件	150件以下
	施策10	★スペシャル事業の実施は効果的であった(肯定率)	-	80%
施策11	【生涯】			
目標3	施策12	全国学力・学習状況調査のうち、平均正答率が全国を上回る数	6 / 8	7 / 8
		小学校6年生漢字検定 6級以上保有	78%	80%
		中学校3年生漢字検定 4級以上保有	53%	65%
		中学校3年生英語検定 4級以上保有	78%	80%
		小中学校で学校関係者評価の実施および結果公表	100%	100%
		★自校の学力調査結果を踏まえた課題や対策の公表	100%	100%
	施策13	★タブレットを活用した授業をする教師 小学校	95%	100%
		★タブレットを活用した授業をする教師 中学校	48%	100%
	施策14	★スペシャル事業の実施	100%	100%
	施策15	★週1回以上図書室や図書館に行く	9.3%	20%以上
		★本はすきだ	-	80%以上
1ヶ月の読書冊数 小学校		13.1冊	13.5冊	
1ヶ月の読書冊数 中学校		3.9冊	4.2冊	
		学校図書館の利用者1校あたり1ヶ月平均	1613人	1650人
目標4	施策17	★校長の授業参観及び指導で効果があがっている	3.7	5段階4以上
	施策18	授業がよくわかる	87.4%	90%
	施策19	校内授業研究会の回数	18.9回	20回
	施策20	スキルアップアドバイザーによる個別指導の実施	90人831回	年間120人
目標5	施策21	★学校経営においてバイオニクススクールくさつの取組を効果的に活用している	4.2	5段階4以上
目標6	施策27	★ICT機器を活用した協働学習や課題解決学習を実施している	84.7%	学テ学校質問紙肯定率90%以上
	施策28	★図書館ボランティアの活用状況	4.2	5段階4以上
目標7	施策	【生涯】		
	施策	【スポ保】		
目標8	施策40	【生涯】		
目標9	施策41	【生涯】		

対象が学校教育限定ではないため、指標は設定しない。

草津市学校教育充実プログラム 全体構想図

子どもが輝く教育のまち
出会いと学びのまち
くさつ

LP リーディング・プロジェクト

生きる力を育む 確かな学力を育む 力が発揮できる 学校づくり

家庭の中で

子どもの思考力
育成事業 LP

各校の強みを活かした学校改革を

学校教育パイオニアスクール LP
くさつ推進事業 (学校改革推進事業)

地域の中で

学びの教室

地域協働校推進事業

- ・各学校の主体的・創造的な教育プロジェクトの企画・実践・発信
- ・スペシャル授業in草津

思考力・判断力・表現力の育成を

基礎基本の力の定着を

学力向上関連事業 LP

- ①漢字検定・文章検定事業 LP
- ②英語検定事業 LP
- ③理科教育推進事業

- ①学校ICT推進事業
- ②英語教育推進事業
- ③質の高い授業づくり
 - ・小学校教科担任制加配配置事業
 - ・学校図書館の情報センター化
 - ・ビブリオバトルの定着
- ④質の高い教員の育成
 - ・スキルアップアドバイザー派遣
 - ・教育研究所の講座開設

心と体の健やかな成長を

- ①道徳教育の充実
 - ・道徳の時間の全学級公開
 - ・ふるさと教材の実践
- ②情報モラル教育の充実
- ③体力向上のための取組の充実
- ④地域協働校推進事業

災害や危険から身を守る

防災教育

防犯・薬物乱用防止教育

交通安全教育

情報モラル教育

学びの態度と習慣を

- ・あいさつ
- ・読書習慣づくり
- ・望ましい言葉遣い
- ・家庭教育の手引き
- ・朝の学習習慣づくり
- ・家庭学習の工夫

自ら育つ・ともに育つ

児童会・生徒会活動の充実

小・中学校

子どもの成長を支える

いじめをなくす
いじめ防止基本方針

「安心・安全な居場所のある 認められ尊重される」学校づくり

生徒指導の推進

いじめ等アンケート実施 教育相談

問題行動対策委員会

生徒指導主事・主任会

市いじめ問題対策連絡協議会

中学校区別グレードアップ連絡会

教育相談主任会

やまびこ教育相談室

学校問題サポートチーム

大学・関係機関

- ・立命館大学との協定による連携
- ・大学生の学習支援ボランティア
- ・総合教育センター、行政、地域各種
- ・団体との連携協力

地域

- ・学校支援ボランティアの協力
- ・子どもの地域活動への参加・参画の促進
- ・安全・安心なまちづくり
- ・子どもへの積極的なあいさつや声かけ
- ・学校や警察等との適切な連携

- ・各校の学力向上策への支援(学力向上マネジメント会議)
- ・子どもとかわる時間の確保(校務支援ソフト・教材共有システム導入)
- ・学校指導訪問(指導主事の学校担当制)
- ・学校支援・連携
- ・市費教員の配置
- ・すこやかサポート支援員の派遣
- ・学校司書、図書館サポーター、ICT支援員の派遣
- ・JTE、ALTの派遣

教育委員会

- 保育環境の整備
- ・小規模保育事業の推進
- 幼保一体化の推進
- ・質の高い幼児教育・保育の提供
- ・幼保一体化モデル園の推進
- 幼児期と小学校の円滑な接続
- ・教育接続カリキュラムの作成
- ・保育体験・異年齢交流の推進
- ・特別支援教育の推進

幼稚園・保育所
認定こども園

- ・家族間の会話の促進
- ・手伝い等、家庭でのキャリア教育推進
- ・毎日の家庭学習の習慣づけ
- ・読書に親しむ習慣づけ
- ・家庭での運動等、体力向上の促進
- ・「早寝早起き朝ごはん」「あいさつ」等、基本的生活習慣の確立推進
- ・感謝の気持ちの醸成

家庭・PTA